

保育園保育料（2号・3号認定）（長時間）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
階層	市民税等による定義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ	3,100 (1,500)	2,000 (1,000)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未満	4,000 (2,000)	2,500 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以上	4,700 (2,300)	3,100 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満	7,400 (3,700)	5,200 (2,600)
		2	2,000円～10,000円未満	9,300 (4,600)	6,400 (3,200)
		3	10,000円～19,000円未満	11,000 (5,500)	7,300 (3,600)
		4	19,000円～29,000円未満	14,900 (7,400)	8,500 (4,200)
		5	29,000円～39,000円未満	18,000 (9,000)	9,900 (4,900)
		6	39,000円～57,000円未満	20,700 (10,300)	11,100 (5,500)
		7	57,000円～76,000円未満	27,200 (13,600)	12,100 (6,000)
		8	76,000円～95,000円未満	29,800 (14,900)	13,400 (6,700)
		9	95,000円～121,000円未満	33,200 (16,600)	14,500 (7,200)
		10	121,000円～149,000円未満	35,800 (17,900)	16,000 (8,000)
		11	149,000円～177,000円未満	37,400 (18,700)	17,800 (8,900)
		12	177,000円～205,000円未満	40,100 (20,000)	19,100 (9,500)
		13	205,000円～233,000円未満	42,500 (21,200)	20,700 (10,300)
		14	233,000円～267,000円未満	45,000 (22,500)	22,100 (11,000)
		15	267,000円～304,000円未満	47,300 (23,600)	23,300 (11,600)
		16	304,000円～348,000円未満	49,000 (24,500)	24,200 (12,100)
		17	348,000円～417,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		18	417,000円～492,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		19	492,000円～604,000円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
		20	604,000円～	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)

（ ）は保育施設等利用中第2子の利用者負担額となります。

保育施設等利用中第3子以降は無料となります。

所得税から保育料を算出することとする。（従前の計算のとおり）

短時間利用者の負担額

新制度における保育施設等の利用に関して、国が示した利用者の類型に標準保育時間として1日の保育時間が11時間となる者と、短時間保育として1日の保育時間が8時間の者と、保育の必要量に応じて区分を設け、利用者負担額についても、この区分に応じた額の設定することが想定されています。国の基準案として短時間保育の利用者負担額は、標準保育時間のマイナス1.7%と数字が示されています。

8時間の短時間保育であっても必要なコストに大きな違いは生じないであろうことから、国の示した標準保育時間のマイナス1.7%が妥当ではないかとの結論に至りました。

保育園保育料（2号・3号認定）（長時間）

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）		
階層	市民税等による定義		3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0	
C	A階層及びB階層を除き、前年分所得税非課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ	3,000 (1,500)	1,900 (900)
		2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未満	3,900 (1,900)	2,400 (1,200)
		3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以上	4,600 (2,300)	3,000 (1,500)
D	A階層を除き、前年分所得税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第1階層	前年分所得税課税額が2,000円未満	7,200 (3,600)	5,100 (2,500)
		2	2,000円～10,000円未満	9,100 (4,500)	6,200 (3,100)
		3	10,000円～19,000円未満	10,800 (5,400)	7,100 (3,500)
		4	19,000円～29,000円未満	14,600 (7,300)	8,300 (4,100)
		5	29,000円～39,000円未満	17,600 (8,800)	9,700 (4,800)
		6	39,000円～57,000円未満	20,300 (10,100)	10,900 (5,400)
		7	57,000円～76,000円未満	26,700 (13,300)	11,800 (5,900)
		8	76,000円～95,000円未満	29,200 (14,600)	13,100 (6,500)
		9	95,000円～121,000円未満	32,600 (16,300)	14,200 (7,100)
		10	121,000円～149,000円未満	35,100 (17,500)	15,700 (7,800)
		11	149,000円～177,000円未満	36,700 (18,300)	17,400 (8,700)
		12	177,000円～205,000円未満	39,400 (19,700)	18,700 (9,300)
		13	205,000円～233,000円未満	41,700 (20,800)	20,300 (10,100)
		14	233,000円～267,000円未満	44,200 (22,100)	21,700 (10,800)
		15	267,000円～304,000円未満	46,400 (23,200)	22,900 (11,400)
		16	304,000円～348,000円未満	48,100 (24,000)	23,700 (11,800)
		17	348,000円～417,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		18	417,000円～492,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		19	492,000円～604,000円未満	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)
		20	604,000円～	48,600 (24,300)	24,500 (12,200)

（ ）は保育施設等利用中第2子の利用者負担額となります。

保育施設等利用中第3子以降は無料となります。

所得税から保育料を算出することとする。（従前の計算のとおり）

1号（幼稚園）の利用者負担額

階層	利用者負担額
生保世帯	0円
住民税非課税世帯	9,100円
所得割課税額 77,100円以下	16,100円
211,200円以下	20,500円
211,201円以上	25,700円